

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的

事業者が、介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、また、老化に伴い介護が必要な者に対して介護相談、介護計画等を支援することを目的とします。

2. サービスの担当者

介護支援専門員

3. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業者概要

法人名称：医療法人 德養会
所在地：〒503-0023 岐阜県大垣市笠木町 650 番地
法人種別：医療法人
代表者名：沼口 諭
設立年月日：平成16年7月1日
電話番号：0584-91-3406 Fax0584-91-0852

(2) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名：ケアサポート アミターユス
所在地：〒503-0023 岐阜県大垣市笠木町 386-1
指定事業所番号：2172102424
サービス提供区域：大垣市（旧上石津町、墨俣町を除く）、垂井町

(3) 当事業所の特徴（運営方針）

- ① 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行う。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画の作成及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行う。当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービス、居宅サービス事業者等のサービス提供機関、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(4) 介護支援専門員等の体制

従業員の職種	常勤専従	常勤兼務	業務内容
管理者 主任介護支援専門員		1名	事業所の管理 運営全般 居宅介護支援に関する業務
主任介護支援専門員	1名		居宅介護支援に関する業務
介護支援専門員	1名		居宅介護支援に関する業務
計	2名	1名	
		3名	

(5) 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで（但し国民の祝日、振替休日、お盆8月14日15日及び12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8：30～午後17：15とする 但し、電話連絡は24時間対応可能です。上記以外の営業日、及び時間帯は93-1082（直通）に連絡下さい。

(6) 課題分析の方式

「居宅サービス計画ガイドライン」「厚生労働省による課題分析標準項目に対応する独自方式」

4. サービスの内容

種類	内容
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス計画の作成・居宅サービス事業者との連絡・調整・サービス実施状況の評価・利用者状態の把握・給付管理業務・要介護認定申請（新規・変更・更新）に対する協力・援助・代行申請等・相談業務

5. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) 利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からのサービスを受けた場合、サービス内容を変更した場合には、必ず担当介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡がないと、利用者が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

6. サービス事業所の選択

- (1) 利用者及びその家族は、事業者に対して利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。
- (2) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

7. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

8. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者また、その家族が事業所の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 質の高いケアマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に別紙にて説明を行います。

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合
- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

10. 居宅介護支援の利用料金

- (1) 居宅介護支援利用料は介護サービス提供開始以降1ヶ月あたり介護報酬告示上の額で、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり介護報酬告示上の額を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日大垣市の窓口に提出しますと、払い戻しを受けることが出来ます。

- (2) 居宅介護支援費

居宅介護支援費（I）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～39件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位

- (3) 特定事業所加算について

当事業所が算定する加算	特定事業所加算（III）※	323単位
-------------	---------------	-------

※ 特定事業所加算の趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

1.1. 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

事業者は、利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の苦情に対し、迅速に対応する。相談・要望・苦情の窓口、担当者等は重要事項説明書に記載する。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という）がおこなう調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
4. 事業所は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
5. 事業所は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険連合団体への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

☆ サービス相談、苦情窓口 ☆

ケアサポートアミターユス

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15
電話番号：0584-93-1082
FAX番号：0584-93-1083
担当者：桑原 みどり

大垣市役所介護保険課 電話 0584-81-4111
大垣市丸の内2-29
受付時間 月～金曜日 8：30～17：15

垂井町役場介護保険係 電話 0584-22-1151
不破郡垂井町宮代2957-11
受付時間 月～金曜日 8：30～17：15

国民健康保険団体連合会 電話 058-275-9826（苦情相談係）
岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1岐阜県福祉農業会館
受付時間 月～金曜日 9：00～17：00

居宅介護支援の提供開始にあたり利用者に対して契約書および本書面において重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

事業者名： 居宅介護支援事業所 ケアサポート アミターユス
指定番号 : 2172102424
住 所 : 岐阜県大垣市笠木町 386 番地 1 番地
代表者名 : 沼口 諭 印

説 明 者 : 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所 : _____

氏 名 : 印 _____

代理人

住 所 : _____

氏 名 : 印 _____